

令和8年度介護職員等処遇改善加算等について

R8.5.27

令和8年度における処遇改善については以下の様に実施します。

今回、介護職員等処遇改善加算は、令和8年4月～5月と令和8年6月～令和9年3月に分かれます。
令和8年6月より「処遇改善加算」が細分化され「処遇改善加算Ⅰ（イ）、（ロ）」の様になります。

- ・ 処遇改善加算Ⅰ（ロ）・・・エルダーみずほ、ヘルパーステーションみずほ
滑石地区デイサービスセンター
- ・ 処遇改善加算Ⅱ（ロ）・・・サンク・ド・滑石、デイサービスセンターみずほ
- ・ これに、処遇改善加算・・・ケアサポートみずほ が加わります。

改善内容について

- ① 基本給及び賞与
- ② 手当の変更
 - A：処遇改善手当 現行 8,500 円 ⇒ 変更後 10,000 円
 - B：特例支援手当 現行 8,000 円 ⇒ 変更後 9,000 円
- ③ 対象者 現行支給されている職員に加え、居宅介護支援事業所の介護支援専門員にも支給

適用開始月 令和8年6月分給与（7月10日支給）より ※「雇用通知書」は、7月昇給時に発行
加算見込額 65,805,360 円
改善見込額 64,850,000 円（法定福利費含む）

<職場環境改善への取組>

区分	内 容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修等の受講支援等 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための取組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器の導入
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供